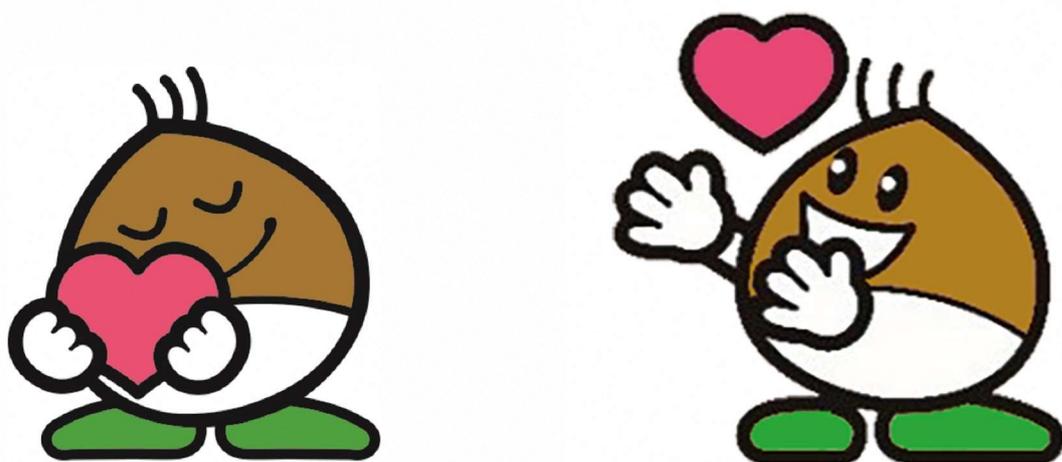


概要版

第二次栗東市人権擁護計画

～ 一人ひとりの人権を尊重するまちづくり ～



2022(令和4)年3月
栗 東 市

計画策定の背景と趣旨

本市は長年にわたり人権施策や人権・同和教育とその啓発、人権擁護の推進などに向け取り組んできましたが、人権を取り巻く状況は複雑・多様化しています。近年ではLGBT*等性的マイノリティ*の人権に対する関心の高まりや、子どもの貧困*、ヤングケアラー*、新型コロナウイルス感染症に起因する人権侵害など新たな人権課題が発生しています。

また、2020(令和2)年に、「人権・同和問題に関する住民意識調査」を実施した結果、市民の意識の中に人権尊重の考え方や人権を尊重しようとする意識を持つ人は増えつつあるものの、依然として積極的に課題解決に関わろうとする行動に結びついていないなどの課題が明らかになりました。

今回、「栗東市人権擁護計画」が2017(平成29)年9月の改定を経て、計画期間の10年目を迎えたことから、住民意識調査の結果を踏まえつつ、現在のさまざまな人権課題の状況および社会情勢の変化や法令などの整備に対応した見直しを行い、「第二次栗東市人権擁護計画」を策定します。

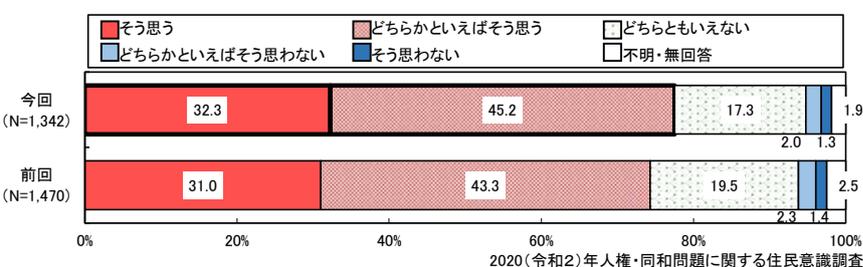
●市民の意識

人権尊重の考え方や人権を尊重しようとする意識を持つ人が増えつつあります。

「差別を共になくそうとする態度を身につけたい」と思う人*が77.5%となっています(図1)。

※「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」

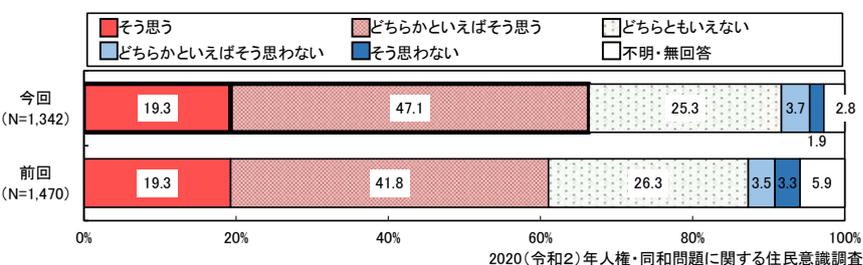
図1 差別を共になくそうとする態度を身につけたい



「差別をしないように人権意識を高め、日常生活に生かしたい」と思う人*は66.4%となっています(図2)。

※「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」

図2 差別をしないように人権意識を高め、日常生活に生かしたい



※図1および図2における「前回」とは2015(平成27)年に実施した人権・同和問題に関する住民意識調査のことです。



* LGBT: Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、出生時に割り当てられた性別と自己認識が違う人)の頭文字をとった言葉。性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われる。なお、「LGBTQ」「LGBTQ+」等で表されることもある。また、「SOGI(Sexual Orientation Gender Identity、ソジ)」というマジョリティ、マイノリティの観点ではなく性的指向と性自認のありかたを示す概念で表すことも多くなっている。さらに、近年ではSOGIに Gender Expression(ジェンダー表現)を加えた「SOGIE」(ソジー)という言葉も生まれており、性をより多面的に捉える視点が広がっている。

* 性的マイノリティ: 生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しない人、性的指向(人の恋愛・性愛がどういった対象に向かうのかを示す概念)が、同性や両性(男女両方)に向いている人たちなど、社会的には少数派となる人たちのこと。性的マイノリティのカテゴリーを表す言葉の一つとして「LGBT」がある。

* 子どもの貧困: 日本における「子どもの貧困」は、相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在および生活状況をさす。その国の等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯のことをさし、毎日の衣食住に事欠く「絶対的貧困」とは異なるが、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、さまざまな面で不利な状況に置かれてしまう傾向にある。

* ヤングケアラー: 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。家庭で大人に代わって家事や家族の世話、介護等を引き受けることによって、自分自身の健康状態や学校生活、友人関係等にさまざまな影響を受けている。

計画の基本理念

社会に存在するさまざまな偏見や差別の現実を深く知り、すべての人びとが生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求できるよう、自らの人権だけでなく他人の人権についても「自分ごと」として考え、理解し、互いの人権を尊重し合う人権感覚の醸成を図ります。

一人ひとりの人権を尊重するまちづくり

自分に無関係な人権問題はなく、あらゆる人権問題について自分が人権侵害の「加害者だったら」「被害者だったら」という想像力をはたらかせ、自分の身に置きかえて考えてみることで偏見や差別のない社会の実現のために重要です。

本市では、一人ひとりが人権は他人の問題ではなく自分自身の問題でもあるという理解を深め、人権意識を高く持ち、互いの人権を大切にす豊かな人権感覚を身につけ、差別の解消に向けて行動していくことができるよう、「自分ごと」という表現を用いています。

計画の位置づけと役割

本計画は、「人権教育のための国連10年栗東市行動計画」の取組を継承するとともに、「栗東市人権擁護都市宣言」および「栗東市人権擁護に関する条例」に基づき正しい人権意識の高揚を図り、一人ひとりの基本的人権の尊重と、すべての市民の平等に生きる権利を保障する社会の実現をめざすための方向性を明らかにするものです。また、市の行政全般にわたり人権尊重の視点で施策を推進するための基盤となる計画とします。

本計画で定めた基本的な取組を各分野において具体的に推進するため、人権関連事業を明らかにした実施計画を策定します。



本市における他計画や方針との連携や整合を図ります。

計画の期間

2022(令和4)年度から 2026(令和8)年度までの5年間
必要に応じて見直しを行います。

計画の骨格・施策の体系

人権をめぐる近年の状況を踏まえ、新たに「感染症等患者」「性的指向・性自認(性同一性)等」が加わりました。

第六次栗東市総合計画における取組

将来都市像 いつまでも 住み続けたいなる 安心な元気都市 栗東

基本目標4 多様性を認め合い、快適で安全に暮らし続けられるまち

政策4 暮らしの安心を支える

施策1 人権・平和の推進

- 1 人権を基本とする施策の推進
- 2 人権・同和教育と啓発の推進
- 3 人権擁護の推進
- 4 平和教育・啓発の推進



※「第六次栗東市総合計画」では、「持続可能な開発目標(SDGs)」はあらゆる施策の土台となる「人権尊重」や「協働」等、これまで本市が取り組んできたまちづくりと考え方を共有しているという認識のもと、積極的にSDGsの考え方を取り入れています。

↓ 個別・具体的取組、推進体制の設定

第二次栗東市人権擁護計画の基本的な考え方、取組の方向性

「基本理念」一人ひとりの人権を尊重するまちづくり

教育・啓発等
基本施策

- 1 あらゆる場を通じた人権教育および人権啓発の推進
- 2 人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実
- 3 人権を基本とする行政施策

人権問題に対する
分野別施策の推進

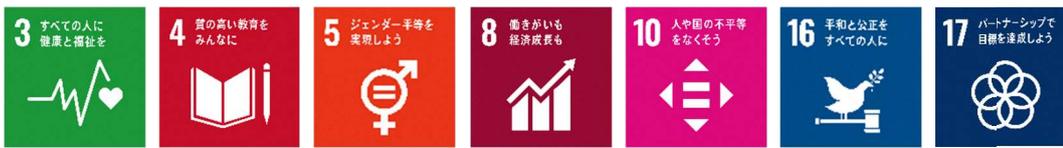
- 1 部落差別(同和問題)
- 2 女性
- 3 子ども
- 4 高齢者
- 5 障がいのある人
- 6 外国人
- 7 インターネットによる人権侵害
- <NEW> 8 感染症等患者
- <NEW> 9 性的指向・性自認(性同一性)等
- 10 さまざまな人権問題

計画の推進に向けた
体制づくり

- 1 計画の推進
- 2 計画の進捗管理
- 3 関係機関・団体などとの協働・連携
- 4 SDGsの達成につながる人権施策の推進

人権教育および人権啓発推進の基本方針

基本方針① 就学前保育・教育および学校教育における人権教育の推進



基本方針② 社会教育における人権教育の推進



基本方針③ 市民への人権啓発の推進



基本方針④ 企業への人権啓発の推進



基本方針⑤ 人権との関わりが深い職種における人権教育の推進



SDGs(持続可能な開発目標) 「誰一人取り残さない社会の実現」	
	各基本方針と関連性が強いSDGsについて、各アイコンが示す目標は次の通りです。
3	すべての人に健康と福祉を
4	質の高い教育をみんなに
5	ジェンダー平等を実現しよう
8	働きがいも経済成長も
10	人や国の不平等をなくそう
16	平和と公正をすべての人に
17	パートナーシップで目標を達成しよう

人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実

被害者や人権侵害行為を発見・目撃した人が相談・通報できる仕組みや、関係機関が連携し問題の解決に向けた取組を迅速かつ的確に行う体制を充実させていく必要があります。

問題の根本的な解決を図り、被害者の人権を回復し、生命の危機から救済するには、広く相談窓口・機関の周知を徹底し、実際の問題に直面した際に誰もが安心して相談できる環境づくりに取り組みます。

- (1) 相談事業の市民への周知・情報提供
- (2) 関係機関との連携
- (3) 相談員・関係職員の資質の向上

人権を基本とする行政施策

行政事務・サービスは、すべての人を対象として実施するものであり、憲法が定める基本的人権の尊重の理念がその基礎になければなりません。

特定の部局だけが人権に関わっているのではなく、環境、福祉、教育、都市計画、住宅や道路・上下水道整備など、またそのような仕事を支える業務を含め、すべての部局が人権の確立に関わることを自覚し、全庁的な連携体制のもと、総合行政を推進します。

- (1) 人権尊重の視点に立った行政の推進
- (2) 個人情報保護
- (3) 安全・安心なまちづくりの推進
- (4) 人権問題の現状と課題の把握

主な人権問題に対する分野別施策の推進

● 主な人権問題	● 現状と課題	● 施策の方向
1 部落差別 (同和問題)	<p>部落差別(同和問題)は日本固有の人権問題であり、憲法で定められた基本的人権・法の下での平等が侵害され、国民としての権利や自由が保障されていない深刻かつ重大な社会問題です。</p> <p>正しい知識と理解の浸透を図り、今なお続く重大な差別事象として部落差別(同和問題)への関心を持ち、差別を許さない意識・態度を高めていく必要があります。</p> <p>【関連する法律】部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)(2016(平成28)年12月施行)</p> <p>部落差別解消推進法の施行後も結婚や就職の際の差別、土地差別といった対象地域*・住民に対する忌避意識*のほか、えせ同和行為*、インターネット上での地名総鑑の掲示などが起こっており、依然として差別の根本的な解消には至っていません。</p>	<ol style="list-style-type: none">(1) 人権・同和教育の推進(2) 部落差別(同和問題)の正しい理解と認識に向けた啓発の推進(3) 地域総合センター(隣保館)事業の充実(4) 相談体制等の充実(5) 調査等の実施
2 女性	<p>市民一人ひとりが、固定的な性別役割分担意識や女性に対する偏見や差別を解消し、男女がともに役割も責任も分かち合い、その個性と能力が発揮でき、多様性を認め合える「誰もが自分らしく生きることができる公正で多様性に富んだ社会」の実現が求められています。</p> <p>2021-2025 栗東市人権・同和教育基本方針 人権・同和教育推進5カ年計画(第五次輝く未来計画)</p> <p>関連計画</p> <p>栗東市ひとが輝くパートナープラン 《栗東市男女共同参画プラン第6版》</p>	<ol style="list-style-type: none">(1) 男女共同参画・人権尊重に向けた意識づくり(2) 生活の場における男女共同参画の促進(3) 働く場における男女共同参画の推進(4) あらゆる暴力の根絶に向けた啓発と相談体制の充実



*対象地域:旧地域改善対策特別措置法(1982(昭和57)年法律第16号)第1条に規定する地域のこと。

*忌避意識:「忌避」とは嫌って避けることや嫌がることをいう。特定の人や地域等と関わることによって自らが偏見や差別の対象となることを過剰に恐れ、関わりを避ける意識のことをいう。

*えせ同和行為:「部落差別(同和問題)はこわい問題である」という人びとの誤った意識に乗り、たとえば、部落差別(同和問題)に対する理解が足りないなどという理由で難癖をつけて高額な書籍を売りつけるなど、部落差別(同和問題)を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義理のないことを求める行為のこと。

● 主な人権問題

3 子ども

子どもには、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が保障される権利があります。

障がいや疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することが必要です。

<子どもの権利>

・生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

・育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

・守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

・参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

(「子どもの権利条約について」ユニセフホームページ)

関連計画

第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画
栗東市いじめ防止基本方針
第Ⅱ期栗東市特別支援教育推進計画

4 高齢者

さらなる高齢化を見据え、家庭における虐待の防止および早期発見・対応体制の構築、認知症高齢者などの支援体制の充実を図る必要があります。

さらに、高齢者が健康に、かつ生きがいを持ちながら自立した日常生活を過ごし、何らかの支援が必要になっても本人の希望や個性が尊重され、尊厳を保持しながら住みなれた家庭や地域で生活できるような社会の仕組みづくりが求められています。

関連計画

第8期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

● 現状と課題

● 施策の方向

- (1) 子どもの人権尊重と児童虐待防止対策など子どもの安全を守る取組の推進
- (2) 子どもの人権を尊重した保育・教育の推進
- (3) いじめや不登校などへの対策強化
- (4) 障がいがある子どもと発達が気になる子どもへの支援
- (5) 相談・支援体制の充実

子ども自身が相談できる場が学校以外にも広がるよう、「**子どもの人権 SOS ミニレター***」や「**子どもの人権110番***」等の相談窓口を周知します。



*子どもの人権 SOS ミニレター: 学校におけるいじめをはじめ、子どもをめぐるさまざまな人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に配布されている便箋兼封筒のこと。児童・生徒はミニレターに相談したいことを書いて切手を貼らずにポストに投函すれば最寄りの法務局・地方法務局に届き、人権擁護委員や法務局職員が、子どもが希望する連絡方法(手紙・電話)で返信をする。

*子どもの人権110番: いじめや体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題について、子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話。子どもだけでなく、大人も利用できる。電話は最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は法務局職員又は人権擁護委員が受ける。電話番号はフリーダイヤルとなっており、通話は無料となっている。

● 主な人権問題

● 現状と課題

● 施策の方向

5 障がいのある人

障がいのある子どもの放課後の居場所や学校卒業後の就職、また、障がいや障がいのある人に対する理解がまだ十分でなく、障がいのある人の自立と社会参加が阻まれています。

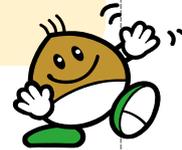
今後、さまざまな場面での社会的障壁を取り除くため、合理的配慮の実施を促進する必要があります。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で支えるまちづくりとともに、すべての人が障がいの有無に関係なく平等に交流することができ、個性を尊重し合い、みんなが共に支え合うことができる住みやすいまちの実現が求められています。

【関連する法律】障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)(2016(平成28)年4月施行、2021(令和3)年5月改正)

本市は、2020(令和2)年10月1日に「栗東市手話言語条例」、「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」を施行し(制定は2020(令和2)年3月)、手話を言語と認め、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及と利用促進により、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現をめざしています。

関連計画

第3期栗東市障がい者基本計画
第6期栗東市障がい福祉計画
<第2期栗東市障がい児福祉計画>



- (1) 障がいおよび障がいのある人への理解を深める福祉学習・交流活動の推進
- (2) 一人ひとりのニーズに応じた支援を行う特別支援教育の充実
- (3) 地域で安心して暮らせる体制づくり
- (4) 障がいのある人の雇用・就労支援体制の充実
- (5) 障がいのある人の権利擁護の推進

6 外国人

日本では、国際化により多くの外国人が国内で暮らし、学び、働くようになり、住民同士の交流も活発に行われるようになってきています。

しかし、特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチ*が行われるなど社会問題も起こっています。

生活者としての外国籍市民に関わる課題に向き合い、外国籍市民が地域社会の構成員として共に暮らしていけるまちを築く必要があります。

【関連する法律】本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)(2016(平成28)年6月施行)

- (1) 多文化共生のための教育・啓発の推進
- (2) 外国人が暮らしやすい環境づくり
- (3) 地域における多文化共生社会の取組促進

*ヘイトスピーチ:人種、国籍、宗教、性別、障がい、出身・出生などに基づいて、個人又は集団を脅迫、侮辱し、おとしめたりする表現のこと。差別的憎悪表現ともいう。

● 主な人権問題

● 現状と課題

● 施策の方向

7 インターネットによる人権侵害	<p>SNSの普及により情報の拡散力が飛躍的に高まり、インターネット上の人権侵害が社会問題となっています。また、インターネットを介して個人情報の大量流出や有害サイトを利用した犯罪行為も発生しています。</p> <p>現実社会と同様にインターネット上でも誰もが人権侵害の加害者、被害者になる可能性があることを認識し、メディアリテラシー*を身につけ情報を判断するとともに、人権感覚を持って利用することが求められています。</p>	<p>(1) 啓発と関係機関との連携 (2) 子どもに対する情報モラル教育</p>
<new> 8 感染症等患者	<p>感染症による差別を決して繰り返さないために、不確かな情報に惑わされることなく、一人ひとりが感染症予防に努めながら、自分も相手も大切に思いやる気持ちを持って行動することが求められています。</p> <p>2021(令和3)年2月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」には、感染者やその家族、医療従事者などの人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。</p>	<p>(1) 感染症等に関する正しい知識の普及・啓発 (2) 感染症等患者に対する差別の解消</p>
<new> 9 性的指向・性自認(性同一性)等	<p>性的指向や性自認(性同一性)等*に関わらず、すべての人は等しく人権を有しており、その人の性のありようによって尊厳が脅かされたり日常生活に制限を受けたりすることがあってはなりません。</p> <p>多様な性のありようを包摂し、性の多様性を「自分ごと」として捉えることができる社会を築いていく必要があります。</p>	<p>(1) 啓発活動の推進 (2) 子どもに対する教育等の充実</p>
10 さまざまな人権問題	<p>アイヌの人びと、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、北朝鮮当局による拉致被害者等、ホームレス等、人身取引(性的サービスや労働の強要等)、東日本大震災に起因する人権問題など、それぞれの歴史や特性に十分に配慮し、教育・啓発から相談・支援まで、継続性のある取組を進める必要があります。また、社会情勢の変化などにより顕在化している人権に関わる課題も生じており、さまざまな課題の解決を図るための教育および啓発を進める必要があります。</p>	<p>(1) 啓発と関係機関との連携</p>

*メディアリテラシー:公共機関による広報、新聞・テレビ・ラジオ等のマスメディア、書籍や雑誌等の出版物、映画、音楽、インターネットなどのさまざまな情報媒体を通じて発せられる情報に対して、その情報を主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力。

*性的指向や性自認(性同一性)等:人間の性は、単純に「男性」「女性」に分けて捉えられるものではなく、出生時に割り当てられた性(身体的な特徴から判定された性)、好きになる性の対象や有無(性的指向)、どのような性を自分らしいと感じるか(性自認)など、さまざまな性のありようが存在しており、性自認と性的指向の組み合わせやその程度も一人ひとり異なる。

計画の推進に向けて

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)※

誰一人取り残さない社会の実現

※持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals):2015(平成27)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(No one will be left behind)」ことを誓っている。



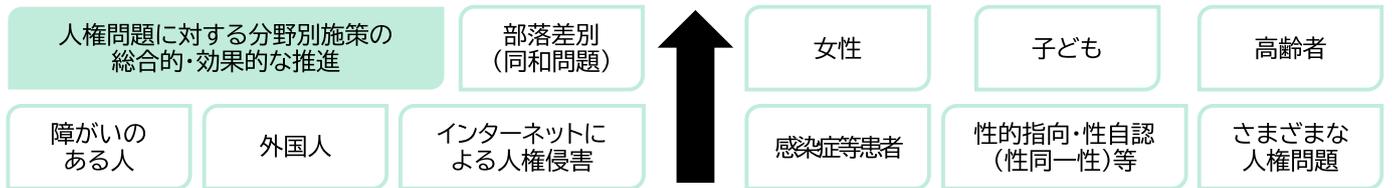
本計画の推進により特にゴール3、4、5、8、10、16、17の達成をめざします。



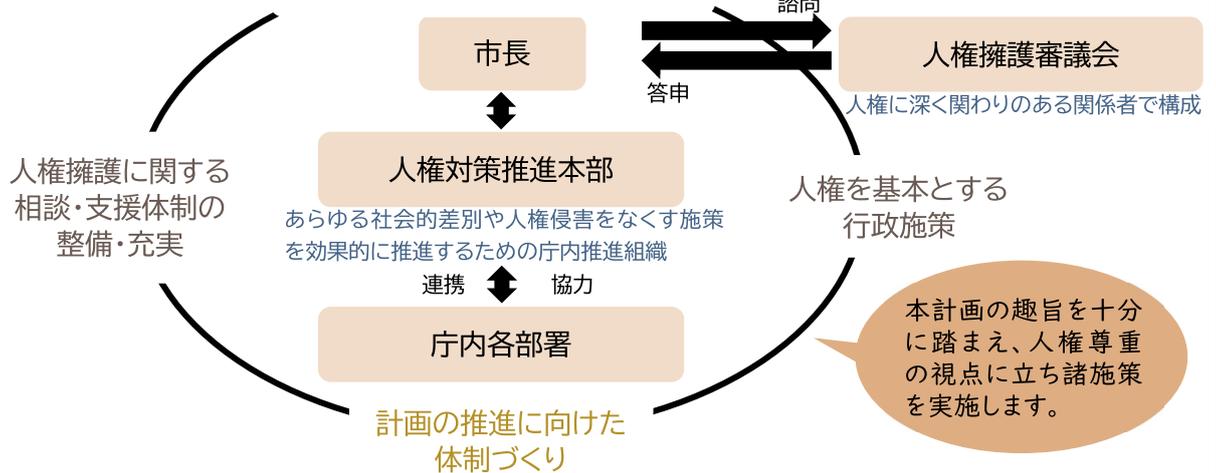
第二次栗東市人権擁護計画の推進

第二次栗東市人権擁護計画の基本理念

「一人ひとりの人権を尊重するまちづくり」の実現



あらゆる場を通じた
人権教育および人権啓発の推進

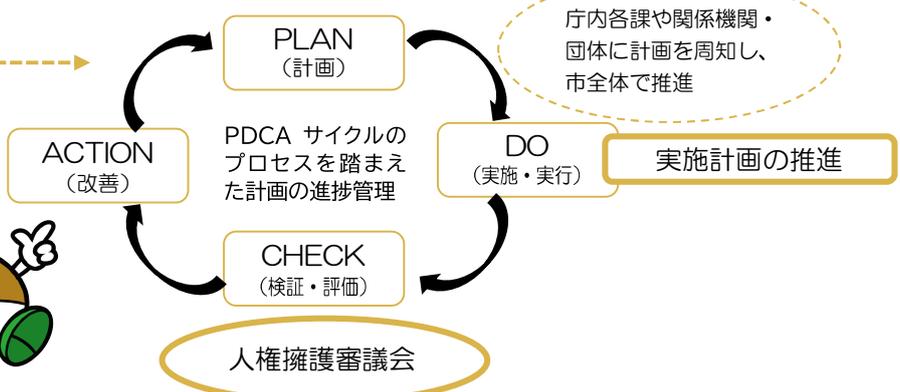


本計画の趣旨を十分に踏まえ、人権尊重の視点に立ち諸施策を実施します。



- ・国、県、人権団体
- ・家庭、地域、学校・園、企業など

定期的に市民の意識やニーズを把握し、それらの結果を踏まえて各課の事業や個別計画にも反映できるよう連携を図ります。



「市民憲章」、「栗東市人権擁護都市宣言」の具現化をめざします。

市 民 憲 章

わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに、喜びと誇りをもってこの憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い進んでこれを守ります。

- 一、自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、教養をたかめ、豊かな文化の創造につとめましょう。
- 一、若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
- 一、心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
- 一、隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

栗東市人権擁護都市宣言

人権とは人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにもっている基本的な権利です。

わたくしたち栗東市民は、日本国憲法や世界人権宣言の理念にのっとり、一人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重し、すべての市民が平等に生きる権利を保障する。

よって、正しい人権意識の高揚に努め、不断の努力と実践により、相互の人権を擁護するため、ここに栗東市を『人権擁護都市』とすることを宣言する。

平成3年3月22日



一人ひとりの人権を尊重するまちづくりの実現に向けて、
「自分には無関係」と感じる人権問題も、
「自分ごと」として考えることから始めましょう。



第二次栗東市人権擁護計画【概要版】

2022(令和4)年3月

発行 栗東市

編集 栗東市 総務部 人権政策課

〒520-3088

栗東市安養寺一丁目13番33号

電話 077-551-0108

FAX 077-554-1123

ホームページ <https://www.city.ritto.lg.jp>

e-mail jinkenseisaku@city.ritto.lg.jp